令和８年第４回長瀞町議会臨時会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

８月１２日（水）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 5
○諸般の報告 …… 5
○町長挨拶 …… 6
○議事日程の報告 …… 6
○仮議席の指定 …… 7
○議長の選挙 …… 7
○議長就任の挨拶 …… 8
○議席の指定 …… 8
○議席の一部変更 …… 9
○会議録署名議員の指名 …… 9
○会期の決定 …… 9
○町長提出議案の報告及び一括上程 …… １０
○議案第４８号の説明、質疑、討論、採決 …… １０
・議案第４８号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号））
○議案第４９号の説明、質疑、討論、採決 …… １１
・議案第４９号　長瀞町副町長の選任について
○字句の整理 …… １４
○町長挨拶 …… １４
○閉　　会 …… １５

○ 招　集　告　示

長瀞町告示第７８号

令和８年第４回長瀞町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和８年８月７日

長瀞町長　岩　田　　務

１　期　　日　令和８年８月１２日（水）

２　場　　所　長瀞町役場議場

３　付議事件

（１）議案第４８号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号））

（２）議案第４９号　長瀞町副町長の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	石　森　理　嗣　君	２番	中　川　博　介　君
３番	村　田　武　彦　君	４番	近　藤　一　美　君
５番	野　原　隆　男　君	６番	村　田　徹　也　君
８番	大　島　瑠美子　君	９番	新　井　利　朗　君

不応招議員（なし）

令和８年第４回長瀞町議会臨時会　第１日

令和８年８月１２日（水曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、諸般の報告

１、町長挨拶

１、議事日程の報告

１、仮議席の指定

１、議長の選挙

１、議長就任の挨拶

１、議席の指定

１、議席の一部変更

１、会議録署名議員の指名

１、会期の決定

１、町長提出議案の報告及び一括上程

１、議案第４８号の説明、質疑、討論、採決

１、議案第４９号の説明、質疑、討論、採決

１、町長挨拶

１、閉　　会

午前１０時開会

出席議員（８名）

１番	石　森　理　嗣　君	２番	中　川　博　介　君
３番	村　田　武　彦　君	４番	近　藤　一　美　君
５番	野　原　隆　男　君	６番	村　田　徹　也　君
８番	大　島　瑠美子　君	９番	新　井　利　朗　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町　長	岩　田　　務　君	教育長	井　深　道　子　君
総務課長	染　野　和　明　君	企画財政課長	佐々木　遥　平　君
会計管理者兼税務会計課長	福　嶋　俊　晴　君	町民課長	村　田　和　也　君

事務局職員出席者

事務局長	前　沢　克　之	書　記	中　畝　康　雄

◎開会の宣告　　（午前１０時）

○副議長（大島瑠美子君）　皆さん、おはようございます。

地方自治法第106条第１項の規定により議長の職務を行います。

本日は、令和８年第４回長瀞町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は８名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和８年第４回長瀞町議会臨時会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○副議長（大島瑠美子君）　これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は、机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置します。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中に席を離れ、やむを得ず議場外へ退出する場合は、挙手の上で、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。

傍聴席の方にお願いします。議場内での通信機器・端末の持込みは禁止しておりませんが、操作はご遠慮願えればと思います。

なお、長瀞町議会傍聴規則第８条第４項の規定により、議長に許可なく録音及び撮影については禁止されておりますので、疑わしい場合は傍聴席より退出していただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○副議長（大島瑠美子君）　本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎諸般の報告

○副議長（大島瑠美子君）　ここで諸般の報告をいたします。

本年８月２日執行の長瀞町議会議員補欠選挙において、石森理嗣君が当選されましたので、報告します。

次に、閉会中の委員の選任の件ですが、長瀞町議会委員会条例第５条第４項のただし書きにより、石森理嗣君を経済観光常任委員会委員及び議会運営委員会委員にそれぞれ選任しますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎町長挨拶

○副議長（大島瑠美子君）　本臨時会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（岩田　務君）　おはようございます。

令和８年第４回長瀞町議会臨時会を開会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、改めまして、このたび長瀞町長に就任し、８月３日に初登庁をいたしました岩田務でございます。

本日が、私にとりまして町長としての初めての議会となります。議員の皆様をはじめ関係各位のご指導を賜りながら町政運営に全力を尽くしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、私の所信の一端につきましては、改めて９月定例会において申し述べさせていただきたいと存じます。

議員の皆様におかれましては、急な招集にもかかわらず、公私ともに大変ご多用のところ、本臨時会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会でご審議いただきます案件は、補正予算の専決処分の承認が１件、副町長の選任に関する人事案件が１件、合わせて２議案でございます。

とりわけ副町長の選任につきましては、今後の町政運営を円滑に進めていく上で重要な案件であると考えております。議案の内容につきましては、上程の際に改めてご説明申し上げますが、町政の円滑な運営体制を早期に整えるためにも、何とぞ慎重にご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

また、このたび町議会議員補欠選挙で初当選をされました石森議員におかれましては、誠におめでとうございます。

本来であれば、本日、町幹部職員の紹介も申し上げたいところではございますが、急な招集による臨時会でありますことから、幹部職員の紹介につきましては、次回９月定例会において行わせていただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、臨時会開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○副議長（大島瑠美子君）　本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承願います。

◇

◎仮議席の指定

○副議長（大島瑠美子君）　日程第１、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◇

◎議長の選挙

○副議長（大島瑠美子君）　日程第２、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（大島瑠美子君）　ただいまの出席議員は８名です。

次に、立会人を指名します。

長瀞町議会会議規則第32条第２項の規定により、立会人に２番、中川博介君及び３番、村田武彦君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（大島瑠美子君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君）　配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（大島瑠美子君）　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投　　票〕

○副議長（大島瑠美子君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君）　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

２番、中川博介君及び３番、村田武彦君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

○副議長（大島瑠美子君）　開票の結果を報告します。

投票総数８票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票　　８票

有効投票のうち

大　島　君　　３票

村　田　君　　５票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は２票です。よって、法定得票数を超えている被選挙人のうち、最も得票数の多い村田徹也君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（大島瑠美子君）　ただいま当選されました村田徹也君が議場におられますので、長瀞町議会会議規則第33条第２項の規定により、当選を告知します。

◇

◎議長就任の挨拶

○副議長（大島瑠美子君）　ただいまより議長就任の挨拶を行います。

村田徹也君に議長就任の挨拶をお願いします。

○６番（村田徹也君）　ただいま議長選挙で議長に就任いたしました村田徹也です。

議長という立場は、議会の中立、公平、公正を守ることが使命だと思っております。この議会が途中で議長交代といいますか、来年３月までの任期となりますが、中立の立場を貫き、議会運営に当たりたいと思いますので、力及びませんが、皆様のご協力をいただきたいと思っておりますが、ぜひよろしくお願いいたします。

○副議長（大島瑠美子君）　これをもって地方自治法第106条第１項の規定による議長の職務を終わります。

新議長と交代いたします。皆様のご協力に感謝いたします。大変ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１７分

再開　午前１０時２５分

〔議長、議長席に着く〕

○議長（村田徹也君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議席の指定

○議長（村田徹也君）　日程第３、石森理嗣君の議席の指定を行います。

今回当選された石森理嗣君の議席は、会議規則第４条第２項の規定により１番に指定します。

◇

◎議席の一部変更

○議長（村田徹也君）　日程第４、議席の一部変更を行います。

今回新たに当選された石森理嗣君の議席に関連し、会議規則第４条第３項の規定によって議席の一部を変更します。

中川博介君の議席を２番に、村田武彦君の議席を３番に、近藤一美君の議席を４番に、野原隆男君の議席を５番に、村田徹也の議席を６番にそれぞれ変更します。

暫時休憩します。

休憩　午前１０時２５分

再開　午前１０時４５分

○議長（村田徹也君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの全員協議会において常任委員会の委員構成に変更が生じましたので、ご報告いたします。

３番、村田武彦君を総務教育常任委員会委員から経済観光常任委員会委員に変更いたしましたので、ご報告いたします。

また、総務教育常任委員会委員長に中川博介君が就任したことをご報告いたします。

報告事項は以上です。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（村田徹也君）　日程第５、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、長瀞町議会会議規則第126条の規定により、議長からご指名いたします。

３番　　村　田　武　彦　君

４番　　近　藤　一　美　君

以上の２名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（村田徹也君）　日程第６、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村田徹也君）　ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日間に決定いたしました。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（村田徹也君）　日程第７、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期臨時会において町長から提出された議案は、議案第48号から議案第49号の２件でございます。議案は、お手元にご配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第４８号の説明、質疑、討論、採決

○議長（村田徹也君）　日程第８、議案第48号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（岩田　務君）　議案第48号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号））の提案理由を申し上げます。

令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,386万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を37億6,854万3,000円にしたものでございます。

地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第３項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（村田徹也君）　それでは、議案の内容等について企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木遥平君）　議案第48号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号））につきましてご説明いたします。

去る８月２日に長瀞町長選挙及び長瀞町議会議員補欠選挙を執行する必要があったことなど、緊急に予算を調整する必要が生じたことから、令和８年７月８日付で地方自治法第179条第１項の規定により、一般会計予算を専決処分で補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の１ページを御覧ください。第１条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,386万9,000円を追加いたしまして、総額を37億6,854万3,000円にしたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の８、９ページを御覧ください。

まず、歳入の補正についてご説明いたします。第22款繰入金、第１項基金繰入金、第１目財政調整基金繰入金、補正額1,386万9,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金からの繰入額で調整するため、増額したものでございます。

10、11ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。第１款議会費、第１項議会費、第１目議会費、補正額３万9,000円は、町議会議員補欠選挙の結果を受け、当選者へ交付する議員章等の購入及び議場の氏名標の変更等を行うため、計上したものでございます。

第２款総務費、第３項徴税費、第２目賦課徴収費、補正額109万円は、法人町民税の確定申告が提出され、均等割額に変更が生じ、既に予定納税を行っていた金額との差が生じたことから、還付金を支出するため、計上したものでございます。

第４項戸籍住民基本台帳費、第１目戸籍住民基本台帳費、補正額13万7,000円は、町長選挙の結果を受け、戸籍事務管掌者である町長の印鑑の購入及び戸籍システムへの登録を行うため、計上したものでございます。

第５項選挙費、第２目町長選挙費、補正額785万7,000円、12、13ページに参りまして、第11目町議会議員補欠選挙費、補正額469万5,000円は、それぞれ令和８年８月２日に長瀞町長選挙及び長瀞町議会議員補欠選挙を執行するために必要な経費として計上したものでございます。

以上で議案第48号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号））の説明とさせていただきます。

○議長（村田徹也君）　それでは、これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村田徹也君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村田徹也君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度長瀞町一般会計補正予算（第２号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村田徹也君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決定されました。

◇

◎議案第４９号の説明、質疑、討論、採決

○議長（村田徹也君）　日程第９、議案第49号　長瀞町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（岩田　務君）　議案第49号　長瀞町副町長の選任についての提案理由を申し上げます。

令和８年５月１日から不在となっています長瀞町副町長につきまして、飯塚寛氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定により、この案を提出するものでございます。

飯塚氏は小鹿野町在住で、昭和53年４月より埼玉県職員として奉職され、平成22年からは秩父県税事務所長、平成26年からは県総務部税務課長、平成28年からは秩父地域振興センター所長、平成30年からは県監査事務局事務局長を経て、令和２年３月31日に定年退職されるまでの42年間、県政の発展にご尽力されております。

退職後の令和２年４月からは、埼玉県職業能力開発協会専務理事兼事務局長として勤務し、令和５年４月１日から令和７年７月31日までの間、長瀞町副町長として本町の行政運営に携われておられました。

以上のように長年にわたり県職員として培った知識や経験に基づく行政の業務全般に精通された方であり、また秩父地域の出先機関の所長も歴任され、小鹿野町在住でもございますので、秩父地方にも明るい人材であることから、適任者の方でございます。

さらに、前任期における本町副町長としての実績を踏まえ、引き続きその手腕に期待するものでございます。

任期は、令和８年８月13日から令和12年８月12日までの４年間となります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（村田徹也君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村田徹也君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

４番、近藤一美君。

○４番（近藤一美君）　ただいまより飯塚氏副町長への選任の人事に対し、反論を述べさせていただきます。

まず、結論から申し上げます。私人としてではなく公人として飯塚氏の副町長就任に反対いたします。

今日の長瀞町が迎えている混迷の責任は、これまでの町政に関わる我々の全てにあります。前々政権が持続可能な後継者を出せなかったこと、そしてその後の継続性をうまく担保できなかったことなど、深く猛省しなければなりません。

だからこそ、今、同じ過ちを繰り返さないために、我々は極めて慎重に次の一手を判断すべき局面にあると思います。町政の信頼回復のために必要なのは過去への逆戻りでなく、未来に向けた刷新と役場組織の健全化です。確かに飯塚氏は、元埼玉県職員であり、行政の制度、知識は多くを持ち合わせていると思います。

しかし、前回の副町長任期中、その手腕が長瀞町役場組織に何をもたらしたでしょうか。役場の実情を顧みず、職員にあらゆる業務に対し過度に干渉する姿勢、生え抜き職員の主体性を奪い、組織内に不必要な摩擦を強い、不信感を生み出しました。

混迷する町政を立ち直すために今最も必要なのは、職員が誇りを持って前向きに働ける環境づくり、組織の融和です。職場の声を軽視し、トップダウンの独善的な指示で組織を疲弊させてきた過去を持つ人物を再び混乱期に呼び戻すことは、役場の起動力をさらに奪い、行政サービスの低下を招くだけです。これでは到底町政の政治的連続性や信頼回復を踏まえた人事とは言えないのではありませんか。

さらに、指摘せねばならないのは、今回の人事案は大義名分の欠如です。岩田町長は、なぜ今、過去の組織運営に大きな課題を残した人物を再び呼び戻さなければならないのか、町民が納得できる合理的な理由を全く示していないのではないでしょうか。

副町長という要職は、町長の個人的な人間関係や選挙における恩義への報い、いわゆる論功行賞のために行われるポストでは決してありません。政治的なビジョンも合理性も見出せない、このような不透明な身内人事を強行することは町政の私物化ではないでしょうか。

町民への説明責任を著しく欠いていると言わざるを得ないのではないでしょうか。町民の皆様からは、もういいかげんにしてくれ、真面目にやってくれよという哀れと怒りの声が数多く寄せられています。これ以上、足の引っ張り合いや内向きの私的人事、町政を停滞させることは絶対に許されません。

我々が今すべきことは、真面目に公正公平に、視線をしっかりと町民に向けて、着実に長瀞町の政治を一歩前へ進めること、役場組織のさらなる停滞を未然に防ぎ、公私のけじめをつけた、真の刷新を求めた立場から飯塚氏の副町長案には、私は反対することを申し上げます。

私の討論は以上です。

○議長（村田徹也君）　次に、賛成討論を許します。賛成討論はありますか。

９番、新井利朗議員。

○９番（新井利朗君）　今、反対討論が述べられましたけれども、何者が作った文章か分かりませんが、本人が作ったものとは思えない、つっかえ、つっかえの読み上げでありました。

個人的にも攻撃するようなことが疑える文章でありますし、また議会の品位を損なうおそれもあるというふうに思える文章の読み上げでありました。

４番議員には、公人として意見を述べるというふうに言われましたけれども、もっとしっかりとした調査をした上で読み上げていただきたい、発言していただけたらというふうに思います。後ろ向きになっているのは、私は、４番議員のほうが後ろ向きのような感じがいたします。

長瀞町が一生懸命に発展していこうということで、飯塚氏が副町長就任以来、私が見てきた中では、今までどうしても手をつけられなかった事業や何かに関しても、やはり上段、上位の県庁職員であった部分もあるし、そういうところからの発想もできる方でありました。

一番大きなといいますか、最後にやりましたのが、一昨年６月19日に岩畳の清掃といいますか、伐採とか、手入れであります。それまで長瀞町は、岩畳は草木１本、なかなか手入れできないのだというふうに言われておりましたけれども、そんなことないということから、副町長として飯塚氏が一生懸命に各方面に手当てを尽くし、そして結局大事業になりましたけれども、岩畳を少しでも昔のままに返していこうというふうな形にできたのも飯塚氏の働きでありました。

また、議会といいますか、町議会ではなくて、町職員に関しましても、私は以前よりも生き生きとしてきたというふうな感じがしました。ですから、職員がいろいろなことで回答してくれる、そういうことに関しましても、またいろいろな事業や何かに関しても、すぐに動いてくれるというふうな形で、非常に行動力のある人たちを育ててもらったというふうに思っております。

なかなか町長も激職でありますけれども、副町長というのも、いい補佐がいることによって、言ってみれば、参謀のいいのがいることによって、いろいろな作戦であり、いろいろな運営というものは上手になっていくものであります。

ですから、ぜひ私も、町長となって、まだ若いですし、一生懸命、行政経験はありますけれども、それにも増して意見をしてくれたり、またリードしてくれたり、また補佐してくれたりする、格好な人物というふうに私は思います。ということから、飯塚氏の力を借りて長瀞町の発展に寄与していただきたいというふうな思いで賛成討論をいたします。

以上です。

○議長（村田徹也君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村田徹也君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号　長瀞町副町長の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（村田徹也君）　起立多数。

よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

◎字句の整理

○議長（村田徹也君）　ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しましては、不適当あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村田徹也君）　ご異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。

◇

◎町長挨拶

○議長（村田徹也君）　以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

本臨時会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（岩田　務君）　臨時会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会におきまして専決処分の承認案及び副町長の選任に関する人事案件につきまして、原案のとおりご承認、ご同意を賜り、誠にありがとうございました。

とりわけ副町長の選任にご同意いただきましたことにより、今後の町政運営に必要な執行体制の準備が一歩進んだものと受け止めております。

今後とも町民の皆様の負託に応えるべく、全力で町政運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

連日厳しい暑さが続く中、本日ご出席いただきましたことに重ねてお礼を申し上げます。また、今週の15日には、長瀞の夏の風物詩である船玉まつりが開催されます。議員の皆様におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

どうか皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、引き続き町政発展のため、ご活躍くださいますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（村田徹也君）　これをもちまして本日の会議を閉じ、令和８年第４回長・町議会臨時会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時１１分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年９月２４日

議　　長　　村　　田　　徹　　也

副　議　長　　大　　島　　瑠　美　子

署名議員　　村　　田　　武　　彦

署名議員　　近　　藤　　一　　美